

議案第 35 号

羽曳野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

羽曳野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 6 月 4 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

公平委員会の委員及び職員のサービスの宣誓について、宣誓書の提出によることとするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 31 年羽曳野市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 9 条第 12 項」を「第 9 条の 2 第 12 項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第 2 条中「市長」を「市長に」に、「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を「任命権者に」に、「宣誓書に署名して」を「宣誓書を提出して」に改める。

別記様式中「年 月 日」を「年 月 日 氏名」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市職員のサービスの宣誓に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(この条例の目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条の 2 第 12 項及び第 31 条の規定に基づき、公平委員会の委員(以下「委員」という。)及び職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。</p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに委員となつた者は市長に、職員となつた者は任命権者に、別記様式による宣誓書を提出してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別記様式 <u>別紙のとおり</u></p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 9 条第 12 項及び第 31 条の規定に基づき、公平委員会の委員(以下「委員」という。)並びに職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的とする。</p> <p>(サービスの宣誓)</p> <p>第 2 条 新たに委員となつた者は市長、職員となつた者は任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行つてはならない。</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <p>別記様式 <u>別紙のとおり</u></p>

新

別記様式

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日 氏名

旧

別記様式

宣 誓 書

私はここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日